

## 彦根市総合計画審議会 会議録要旨

彦根市総合計画審議会第4部会第4回会議		
日 時	令和3年7月21日(水) 9:00~10:45	
場 所	彦根市役所 2階 研修室	
出席者	審議会	別紙のとおり
	市職員	別紙のとおり
欠 席 委 員	なし	

会議録の確定	
署名 (審議会部会長)	

## 1. 開会

### [司会]

ただ今から、第4部会第4回会議を開催させていただきます。私は、企画振興部次長の馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第4部会の委員8名全員にご出席いただいております。竹村委員と山崎委員がオンラインで、他の委員のみなさまは対面でご出席いただいております。

会議中の発言についてですが、会議録を作成する関係上、発言をされます場合は、議長の許可を得ていただきまして、お名前を言っていただいております。会場でご出席いただいております委員のみなさまにおかれましては、発言の際はマイクをご利用いただきたく思います。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、発言中もマスクを付けたままでご発言いただきますようよろしくお願いいたします。オンラインでご出席いただいております委員のみなさまにおかれましては発言の際には議長にお声かけいただきまして議長の許可を得ていただきましてお名前を言っていただいた上、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは会議に先立ちまして事務局から何点か連絡事項がございますので、担当の方から説明をさせていただきます。

### [事務局]

それでは、事務局からまず資料の確認をさせていただきます。

本日の資料、次第が1枚、資料B4-1「名簿」が1枚、B4-2「内部の検討委員会の名簿」が1枚、続いてB4-3の資料については委員のみなさまの机の上には差替え版をおかせていただいております。さらにB4-4「素案の修正版」、B4-5「ご意見とその対応について」、B4-6「調整会議における調整事項の整理」、B4-7「基本構想の抜粋案」、B4-8「今後のスケジュール」で、追加資料で机上に配布させていただいている資料B4-21、追加資料1が1枚ございます。

資料について簡単にご説明させていただきます。まず資料B4-3をご覧ください。差替え版で、黄色のラインマーカーが入っている箇所が修正箇所となっており、「4年後の目標」が抜けていましたので追加しています。内容を確認させていただきますと、「12年後の姿」は「～なっています。」に統一し、「4年後の目標」は「～めざします。」と語尾を統一しています。続いて、資料B4-6から4-8に関しては後ほど説明させていただきますのでここでは省かせていただき、資料B4-21についてですが、こちらは「事前問合せ内容」で、委員より事前にご提出いただいたことへの回答などを記載しています。基本的に体裁や語尾などに関してはご指摘のとおり修正させていただきたいと考えており、一部の対応については本審議会での質疑応答対応とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が事務局からの説明となります。

それでは、これからの進行に関しましては、部会長様よろしくお願いいたします。

## 2. 議題

### (1) 所管事項の審議について

**[部会長]**

本日は第4部会の第4回会議となります。この間3回にわたりご質問ご意見いただいた点について、事務局で対応を一覧していただいておりますので、主に資料B4-5、B4-4をご確認いただければと思います。

本日扱う施策は当初15施策、一部統合し計13施策となります。今日の進め方といたしましては、まず事務局から各施策について対応を説明いただきますが、資料B4-5に、第1回から第3回プラスアルファでいただいたご質問ご意見に対しての事務局の回答が挙げられていますので、ご覧いただき、この場で付け加えておくべき内容など何かありましたらご意見いただきたいと思います。それに対する事務局の応答も全てここで行なうのは厳しいかと思えます。ので、基本的には資料B4-5に対して補足しておかなければならない点を委員さんからご意見いただき、それらをふまえて最終的にまとめていきたいと思えます。

また、内容的な質問や字句修正など、この場で指摘しきれない点については、後日適宜対応させていただきますと思いますが、事務局さん、いつまでの受付となりますでしょうか。

**[事務局]**

後日対応については1週間前後を目途にしたいと思えますので、来週の水曜日までにお願ひできればと思えます。

**[部会長]**

本日指摘しきれなかった点がありましたら、来週水曜日までに事務局にご連絡いただきたいと思えます。それらをふまえ、部会としてひととおりまとめたものを全体会議にかけるようにしていきたいと思えます。

それでは、施策「4-1-1 持続可能な都市形成」について事務局お願いします。

**[事務局(都市計画課)]**

「4-1-1 持続可能な都市形成」について修正の要点を説明いたします。

まず1点目としましては、当初「4-1-2 市街地の整備」という施策がございましたが、これを統合しています。修正前は2つに分かれておりましたが、取組内容が重なる点もありましたことから、都市基盤の基本的な事項として統合して「持続可能な都市形成」としています。

次に修正前は個別事項に偏っており全体が見えないとのご指摘がありましたので、全体のイメージを示しながら課題、「12年後の姿」、「4年後の目標」を修正しています。「指標」についても、「市街地の整備」のほうで「道路の整備率」等もありましたが、ここでは「コンパクトシティへの取組」と「市街化調整区域でのまちづくり」に絞っています。以上です。

**[部会長]**

委員さんからこの資料B4-5に補足する事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

1点だけ確認ですが、「市街地の整備」施策もフォローできているということによろしかったでしょ

うか。

**[事務局(都市計画課)]**

市街地整備課とも調整をしてまとめております。調整済です。

**[部会長]**

従前の「市街地の整備」施策の内容が、後ほど出てくる道路施策や公園施策、第3部会の景観施策などにおいても、フォローされているか確認いただきたいと思います。「市街地の整備」施策では道路新設・改良や公園、街並み等についての記載がありましたので、それら施策で遺漏なく反映いただきたいと思います。

その他よろしいでしょうか。

それでは次の施策「4-1-3 公共交通ネットワークの充実」についてお願いします。

**[事務局(交通対策課)]**

それでは主な変更の要点をご説明いたします。

全体にわたって文言の最後を統一するように修正しています。

特に公共交通の利便性等の方向性についてご指摘を受けましたので、より具体的にイメージできるような文言になるよう見直しをしています。また近江鉄道について特に取り出した記述がありませんでしたので、「主な取組」に「鉄道の利用促進」という項目を設けて、鉄道全体の中でも特に近江鉄道について取組内容を記述するように改めています。主な修正内容は以上です。

**[部会長]**

「4-1-3 公共交通ネットワークの充実」について、委員さんから何かご意見等ありますでしょうか。

**[委員]**

以前は4-1-2、4-1-1、個別で4つの施策があったと思いますが、その内容について私のほうから以前意見書を出させていただきました。その意見書の中では、「持続可能な都市形成」という大きな括りがあって、その次に「道路の整備」、「公共交通ネットワークの形成」があり、それは彦根市市域、北部・中部・南部を結ぶ手段的なものとして、基盤の整備あるいは都市交通のネットワークの強化・充実に努めていただきました。その手段とは、北部・中部・南部を一体化するためのネットワークということで図案を提案させていただきました。部会での討論、あるいは私どもの意見も含めていただいて随分見やすい「現状と課題」になってきていると思いますが、私としては北部・中部・南部を結んで一体化した彦根市の姿、それをぜひとも示していただきたいとの思いが非常に強く、それぞれの駅を中心としたコンパクトシティそれはそれで理解できますが、やはりその3つをどう結び付けて全体を含めていかを示していただきたいと思います。と言いますのも今後人口減少で彦根市は10万を切る、あるいは湖東定住自立圏を考えても人口の伸びが期待できないことから、当然市としての縮小が避けられないということがあがっています。それをどのように食い止めて現状維持もしくは若干の人口増といえますか、産業の拡大といえますか、そこにつなげていくかとの視点を今回の基本構想、基本計画でどのよ

うに反映させていくのか、実際には数字的に上がらないにしても、ぜひともそのような理念はきっちりとおいていただきたいと思うことがひとつです。

もう 1 つは近江鉄道の件ですが、以前から近江鉄道については関係の市町村での分離方式でとの話が前に進んでいます。私どもに入ってくるニュースとしては沿線の距離数、あるいは沿線の駅数、利用者数によって費用負担と出ており、彦根市はそんなに高くはなかったと思いますが、果たしてそれで彦根市はよいのかと思います。1市4町の圏域全ての町内に近江鉄道が敷かれていて、今後どのように利用していくかは非常に大きな問題、課題だと思っています。この前も出たと思いますが、近江鉄道としては分社化といった流れも考えておられるとのことで、そうすると今後の近江鉄道の地域交通、公共交通という役割がどのようにつながっていくのかと非常に危惧します。この件についてはかなり連携を強化した取組をぜひともお願いしたいと思います。そのことについてもきっちり「公共交通ネットワークの充実」に含めていただきたいと思います。

#### [部会長]

今回、施策の編成としても、1つ目の施策「都市形成」とこの「交通ネットワーク」は、コンパクト＋ネットワークの両輪であるということで、このような構成を提案させていただきました。もう少しネットワークの側面、都市形成のあり方とそれを結ぶネットワークのあり方という観点で追記ねがいます。道路施策においても、そういった書き振りが必要かと思っています。また、近江鉄道もネットワークのひとつという位置付けだと思います。

その他よろしいでしょうか。

それでは続いて施策「4-2-1 生活環境・自然環境の保全と創出」についてお願いします。

#### [事務局(生活環境課)]

まずこちらの施策ですが、当初タイトルが「自然環境の保全」でしたが、部会長のご指摘を受けて生活環境も含むため、「生活環境・自然環境の保全と創出」とのタイトルにしています。

「現状と課題」で、「外来生物の侵入、侵略的外来水生植物により生態が失われつつあることに対して、計画的な捕獲・駆除を実施する必要があること」、もう 1 つ「PM2.5 や光化学スモッグといった環境リスクが懸念されていることに対して、情報の収集と速やかな注意喚起を行う必要があること」、いずれも今後必要な方向性を追記しています。

それから「12年後の姿」ですが、4つ目に、事業所の立場から「事業活動においては、環境法令が順守され、近隣への配慮が行われるなど、よりよい環境をつくるための取組が進められるようになっていきます。」と追記しています。

次のページの「多様な主体との連携による取組」ですが、こちら追記しています。「彦根市環境保全指導員連絡会議への委託により、市内河川および水路の生活排水調査およびホテルの生息状況調査を進めていくこと」、「快適環境づくりをすすめる会および彦根自然観察の会と連携し、市内の里山に生育・生息する動植物や外来水生植物の調査を進め、市民へ自然観察会への参加を呼びかけること」、「滋賀県の環境事務所と連携し、環境リスクのモニタリングや事業所への監視を進めること」を追記しています。以上です。

#### [部会長]

ただいまの施策について何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは「4-2-2 低炭素化社会・循環型社会の構築」について事務局お願いします。

#### [事務局(生活環境課)]

まず「現状と課題」の2つ目、「1人1日あたりの排出量は、滋賀県の1人1日あたりの排出量を上回る状況が続いている」ことに対して、「ゴミを削減していく必要があります。」と追記することで今後削減が必要であることを記載しています。

それから「4年後の目標」の1つ目、「市民や事業者に、節電や節水、省エネルギー型家電や設備の使用を促します。」が最初の記述でしたが、家電や設備の使用と限定的な言い方と感じられる点がありましたので、そこを「家電や設備の使用など、市民や事業者の環境に配慮した行動の推進をめざします。」と、限定的な言い方から広い言い方に改めています。

次のページの「多様な主体との連携による取組」ですが、「簡易生ごみ処理普及啓発団体、彦根市には6団体ありますが、こちらとの協働により、生ごみのたい肥化による燃やすごみの削減を進めます。」と追記しています。

それから次のページの「関連する個別計画等」ですが、施策内容で廃棄物の循環型社会について記載していますので、「彦根市一般廃棄処理基本計画」を追記しています。以上です。

#### [部会長]

「低炭素社会・循環型社会の構築」についてご意見等いかがでしょうか。

#### [委員]

この前の最後にも、「低炭素化社会・循環型社会の構築」は大きな課題ですから、できれば場所を設定していただいて、「12年後の姿」に入れていただいてとの話をいたしました。この問題については、1個人、1企業、1地方自治体ではなく全体としてどのようなサイクルを作っていくのかを構築していかなければ、なかなか解決の見通しも課題の克服も見えてこないと思います。2050年にはかなり厳しい目標数値も出ていますので、それを達成するには市民、自治体、企業が一体となって進めていく必要があると思います。その中でも特に自治体の指標の提示が非常に大事になってくると思います。例えば「12年後の姿」の最後にあります「環境学習の場の提供、今の小中学生ということではなく行われることで、市民一人ひとりの意識の向上」が非常に強く叫ばれるところですが、では具体的にその市民一人ひとりの意識の向上はどうするのかということです。この課題に対する1つの方向性として、1市4町の広域のごみ処理センターの建設、これの理念といいますか、その中に住民の環境への意識を深めていくとの大きな目的があるのではないかと思います。広域行政のごみ処理場の建設について、建設だけではなく、稼働した後どのように住民が関わっていくか、これが非常に大事な視点だと思いますし、それを行政組合あるいは自治体が提起することによって進めていけると考えています。広域の行政組合がありますので、違うと言われるかもしれませんが、1市4町の広域ごみ処理の設置およびそこで生まれる熱エネルギーをどのように有効に利用していくのか、そのような大きな流れがこの中では見当たらないので説明をお願いできればと思います。

#### [事務局(生活環境課)]

簡潔にですが、1市4町の広域ごみ処理施設、広域行政組合が主導で建設を進めていますが、当然ながら彦根市も1構成自治体ですので、そういったことも避けては通れないことであろうと思いますので、この点もう少し記述できるように検討します。

#### [部会長]

関係主体等の観点からも記載いただければと思います。

1つだけ戻らせていただきたいのですが、「生活環境・自然環境の保全と創出」施策で、環境基本計画以外にも、緑の基本計画や都市計画課の公園緑地関係、道路河川課の河川関係などハード事業や土地利用関連施策も関係してくると思います。現状では、自然そのものやソフト施策が中心になっているかと思いますが、そういった都市計画課・道路河川課の取組みとあわせていく必要があるかと思います。

その他よろしいでしょうか。

それでは続いて「住宅施策の推進」について事務局をお願いします。

#### [事務局(都市建設部)]

施策「4-1-6 住宅施策の推進」の修正内容について説明いたします。

まず委員のみなさまからのご意見等を踏まえ、15ページ目は文言等の修正を行いました。

次に16ページの「主な取組」における「多様な主体との連携による取組」において、「農地付き空き家の取得支援等、空き家バンクや関係課と連携し、移住・定住の促進を図ること」、「管理不全な空き家に関する情報の提供および共有等、地域等と連携して対策に繋げること」を新たに追記しています。以上です。

#### [部会長]

委員さんからいかがでしょうか。

#### [委員]

「現状と課題」の最後に「狭あい道路整備事業に取り組む必要があります。」と書かれています。前回も申しましたが、旗竿地や間口の所有者の同意が無ければ絶対に完結しませんので、ここは言葉だけで「狭あい道路整備事業に取り組む必要があります。」ではなく、これが強制的にできるものかできないものかは考えるとして、「取り組んでいきます。」、それぐらいの意気込みでやっていただかないと市内の狭あい道路は絶対に無くならないと思います。その点も考えていただければと思います。

また「4年後の目標」で、「空き家の利活用や除却等の対策を総合的かつ計画的に実施し、地域の活性化と安全・安心な居住環境の創造をめざします。」とありますが、特に空き家の利活用、市内のいろいろな関係団体と連携して使える方策を考えていくと良いのではないかと思います。除却に対してかなりの補助金などもあるかと思いますが、ここもある程度行政的にやっていける方法、何か条例で考えていくことも盛り込んでいただいたらどうかと思います。

**[事務局(建築指導課)]**

強制的なということについては前回もお答えさせていただいたとおり、所有者様の権利等がございましてそれを狭あい道路整備事業として撤収することはできかねますので、その点ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

**[事務局(建築住宅課)]**

空家の利活用については、16 ページの「多様な主体との連携による取組」にも新たに追記をしていますが、空き家バンクや市関係部署との連携を図りながら利活用の推進に努めてまいりたいと考えております。

**[部会長]**

財産権との関係もあり、実際どこまでできるかというところではありますが、施策としてどのように積極的に推進していくかという点は、狭あい道路にしても空き家にしても必要と思ひます。制度関係をふまえつつ、方策を検討するような書き振りにしていただければと思ひます。

その他いかがでしょうか。

**[委員]**

「空き家等対策事業」の件で利活用の話が出ていますが、確認したいことがあります。農村部の地区の空き家は深刻な問題があります。と同時に利活用については、私の集落は小さなところですが、2、3軒、おそらく知人のつてだとは思ひますが、農村を出られて空き家になったところを改築して住まわれているところがあります。「主な取組」の「空き家等対策事業」の担当課が都市計画課となっていますが、農村部の利活用も入っているのでしょうか。

**[事務局(建築住宅課)]**

「空き家等対策事業」については主に建築住宅課のほうで事業を推進しています。農村部、市街化調整区域を含め、全市的に取り組んでいるものです。

**[部会長]**

その他いかがでしょうか。

**[委員]**

建築住宅課への質問です。2、3 日前の新聞にも載っていましたが、所有者不明の土地の存在があちこちで見られ、九州一体ぐらいの所有者不明の土地があるとのこと。彦根市もそれを把握されていますでしょうか。今までは10年という期間でしたが、今度20年間公共事業に使えることになっています。そういったことも考えておられますでしょうか。

**[事務局(建築住宅課)]**

土地の所有者が不明の場合ということですが、「空き家等対策」については、管理不全な空き家につ



いて所有者を十分調査しながら指導・助言等を行い、可能な限り管理不全な空き家の減少に努めているところです。土地に関しましては具体的に所有者を調べて対応している状況ではありません。主に建築物である空き家の対策を重点的に推進しているところです。

#### [部会長]

今の、土地の施策も必要です。山林・農地等ふくめ、所有者不明になっている土地は今後、問題が大きくなってきます。この施策では空き家ですが、企画課で、土地問題の施策もフォローして下さい。

#### [委員]

空き家のほうもなかなか所有者の確定、相続人の確定が難しいものもあると思います。そういったものも不明の範疇に入れて、その村の中の共有財産にするとか、例えばコミュニティハウスに使うとか何か方法があると思います。20年間使えますので、その中で所有者がはっきりしてきたら20年後には返すとか継続して借りるとか、そのようなことが載っていました。新しく法律も変わるようですので、そういったことも活用していくと、空き家のほうも関係してくるのではないかと思います。

確かに空き家の利活用で、町屋空き家バンクをやっていますが、なかなかそう簡単にはいきません。建物そのものはしっかりしたものでなければ大変です。ですから、逆に集落の中のコミュニティの場所に使うとか、例えば子ども食堂とか、何かそういう場所に使う、1人が取ってしまうといけません、共同で使えるものに使えると良いのではないかと思いますので、そのあたりも検討していただければと思います。わかっていても誰も手を挙げて相続するとは言わないので、そこをうまく使えるように考えるのもひとつではないかと思います。固定資産税を免税にして、その代わり土地はこちらで使わせてもらうというような案もあるのではないかと思いますので、よろしくご検討ください。

#### [部会長]

具体の取組についても、空家等対策推進協議会や空き家バンク等ふくめ、引続き検討いただきたいと思います。また先ほどの、土地の問題は今後、非常に増えてきますので、企画課で施策等を調整して下さい。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この施策については一旦ここまでといたします。

続いて「上下水道の整備・充実」についてお願いします。

#### [事務局(上下水道部)]

「4-1-7 上下水道の整備・充実」の修正箇所について説明いたします。

第3回の会議において未普及地域の山間部等における整備についてご意見をいただきました。まずは「現状と課題」に未普及地域の山間部の効率的な整備の必要性を記載しています。そして「12年後の姿」においては「合併処理浄化槽等の活用を含めた柔軟な手法による整備に取り組んでいる。」との記載をしています。また「主な取組」において、今申しました合併処理浄化槽の関係と農村下水道の切り替え等の関係があり、担当課に現状の管理者であります農林水産課、生活環境課を追記しています。以上が修正の主な内容です。よろしくお願ひいたします。

**[部会長]**

上下水道施策についてご意見等いかがでしょうか。

今後、農村部や山間部の下水道についても統合的に対応していくとのこと。また今後、上下水道に限らず、インフラの維持管理は大きな課題ですのでそれらの視点もふくめ施策の推進等よろしくお願いします。

その他よろしいでしょうか。こちらの施策については以上といたします。

続いて「公園緑地の整備」について事務局をお願いします。

**[事務局(都市計画課)]**

「公園緑地の整備」について修正の要点を説明いたします。

まず、公園に限らず緑全体を視点とした記載とすべきとのご意見をいただきましたので、その視点に関して追加しています。また防災の観点については他の施策の審議でもご意見をいただいていたので、「公園緑地の整備」においても追記しています。さらにPFIの検討事項の件や、指標について数より割合のほうが進捗がわかりやすいとのご指摘をいただいた点について追記、修正をしています。以上です。

**[部会長]**

「公園緑地の整備」についていかがでしょうか。

統合する前の「市街地の整備」施策で、中心市街地や駅周辺での広場・公園等の記載があったと思いますが、それらはフォローされていますか。

**[事務局(都市計画課)]**

「市街地の整備」の中で出てきていたのが、都市再生整備計画に基づく公園整備かと思いますが、これについては22ページの「主な取組」の「都市公園の整備」に、赤字の箇所ですが、入れています。

**[部会長]**

あと、先ほど生活環境課の「自然環境」施策で申し上げたように、「現状と課題」では少し触れていますが、施設としての公園緑地に限らず、緑に関わる「自然環境」「河川」等との連携も重要です。ので、「現状と課題」の先の「主な取組」「関係課」や「関連施策」等でそれらの点を再確認し、できるだけ関連付けていただきたいと思います。

その他よろしいでしょうか。「公園緑地の整備」については以上といたします。

続いて「道路の整備」についてお願いします。

**[事務局(都市建設部)]**

施策「4-1-4 道路の整備」の修正内容について説明いたします。24ページをお願いします。

まず冒頭にありました、「市街地の整備」に記載のあった道路整備は組み入れているかとの点については、26ページの「主な取組」の最上段において、市街地整備の道路も含めております。

委員のみなさまからのその他の意見を踏まえて、特に電線類の地中化については、「現状と課題」、「12年後の姿」、26ページの「主な取組」それぞれに、「災害時の緊急輸送路の確保や良好な景観形成を図るために電線類の地中化を推進すること」を追記しています。

また自転車利用の活用についてもご意見をいただいております。こちらについては26ページの「主な取組」の「多様な主体との連携による取組」で、「ビワイチとの連携など、健康増進や観光資源の活用につながる自転車の移動動線のネットワークを検討すること」を追記しています。

以上が「道路の整備」の修正となりますので、よろしくお願いいたします。

#### [部会長]

「道路の整備」についてご意見等ございますでしょうか。

自転車の関連や、「市街地の整備」施策で取り上げていた点についても、補足されているとのことですね。

よろしいでしょうか。それでは「道路の整備」については以上といたします。

休憩を取らせていただきます。

(休憩 5分)

#### [部会長]

再開します。「4-3-3 危機管理対策の推進」について事務局お願いします。

#### [事務局(危機管理課)]

それでは「4-3-3 危機管理対策の推進」について修正点の説明をいたします。

「関連する施策」で「1-2-2 地域福祉体制・生活支援体制の充実」、福祉部門の施策を記載しています。その次「4-3-3」と書いていますが、申し訳ございません、これは再編後の番号となりまして、現時点では「4-3-1 水害・土砂災害対策の推進」を記載しています。

次に「指標」について、変更はしていませんが、考え方をご説明いたします。「自主防災組織活動カバー率」については全国的に統一された指標で本市の取組状況が客観的にわかること、また「災害時応援協定締結数」に関して協定を締結したことによる効果を定量的に表すのが困難であることから変更は行っていません。

その他については語句の統一になります。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

#### [部会長]

委員さんからご意見等ございますでしょうか。

この施策から「安全・安心」のパートですが、何か発生したときは危機管理課にまず危機管理本部の設置ということですので、この施策を最初に位置付けて、個別具体的内容は各関係課でとのことですので、このような施策の再編成をしています。

#### [委員]

「指標」の「自主防災組織活動カバー率」について、計測方法で「自主防災組織を設置する自治会等の世帯数から算出」とあり、基準値 74.40%と書いてありますが、この出し方がよくわからないので教えていただきたいです。

**[事務局(危機管理課)]**

彦根市の全自治会の世帯数に対して自主防災組織に加盟されている自治会の世帯数を分子として算出しています。

**[委員]**

単純に考えますと、自治会は 330 程度あるかと思いますが、その中の 74.40%ができているということでしょうか。世帯数と書いてありますが、世帯数というと 330 ではなくて世帯総数になるのでしょうか。どれを分母にしてどれを分子にしたかがこれではわからないと感じます。

**[部会長]**

自治会数なのか世帯数なのか、事務局いかがでしょうか。

**[事務局(危機管理課)]**

この指標については、彦根市内の総世帯数が分母で、分子はその内、防災会が設置され加入している世帯数となり、世帯を基礎とした指標になります。

**[委員]**

自治会 330 のうち 200 の自治会がつくっているということでしたらわかりませんが、4 万世帯のうちの 2 万 8 千世帯といった出し方はあまりないのではないのでしょうか。

**[委員]**

防災講習会の講師をしていますので、事務局から説明がありました「自主防災組織活動カバー率」の算出について発言させていただきます。本来 327 程度の自治会があつて、設置されている自主防災会がいくつあるかを分子にすると出ます。それだと 64. 何パーセント程度になると思います。ですから、総世帯数を分母にしてどれだけ世帯が自主防災組織に加盟しているかを分子にすると、パーセンテージが 74.4%に上がりましたということで、大きいほう、実質的な世帯数から見て設置されている数を基準値として作成されたということではないかと思います。

**[部会長]**

全国的な指標とのことではありますが、自治会の実数としてはどうなのか、そしてそもそも自主防災組織はあるもののそれが各世帯にまで浸透しているのかなど、いろいろありますので整理いただければと思います。

その他いかがでしょうか。「危機管理対策の推進」については以上といたします。

続いて「消防体制の充実」について事務局お願いします。

#### [事務局(消防本部)]

「4-3-2 消防体制の充実」について、前回第2回の会議において委員のみなさまよりご指摘があり、計画書を一部変更していますのでご説明します。次期計画書については29ページ、委員からご意見を受けた対応については21ページからですのでお願いいたします。

まず施策名について「救命・消防体制の充実」としてはどうかのご意見がありましたが、「消防体制の充実」から救命を独立して表記する「救命・消防体制の充実」を施策名とすると、救命に対する市民の意識が病院・医療にウエイトが置かれかねないため、消防行政の目的である消火・救急・救助・火災予防等を行うための体制の充実を図る「消防体制の充実」を施策名としたいと考えています。

次に「現状と課題」の最後の書きぶりについてわかりにくいのご指摘がありましたので、「人的・財政的な資源を有効活用し」のところを「広域的な連携を視野に入れ」に改めています。

続いて次期計画書31ページの一番下の「多様な主体との連携による取組」に防火・防災訓練指導に係る自治会・自主防災会、自主防災組織との連携を追記しています。

また関連する各部局の施策について、「関連する施策項目」に記載しています。その他、委員からいただいたご意見等への対応については記載のとおりですので、ご審議よろしくをお願いいたします。

#### [部会長]

委員さんからご意見等いかがでしょうか。

やはり救命・救急・救助の視点は入れるべきかと思います。別の部会の施策、医療等の施策でどれくらいフォローされているか分かりませんが、市民の目線に立った場合、119に電話して、消防・救急・救命など、日常の緊急時に救助を求めてくる訳ですから、総合施策の枠組みとしてはそれらがあって、その上で消防の部分、救命の部分とすればよいかと思います。

この施策の中に医療の視点が入ってきてもよいですし、関係課としても入れてよいかと思います。また、予防という点では、建築等の部局も入れるべきかと思います。消防の体制自体は消防計画がある訳ですから、総合施策としては、これから高齢化も進んでいく中、災害や緊急事態等で対応が求められる中で、救命・救急・救助の視点を入れるべきかと思います。

#### [事務局(消防本部)]

消防の意見としては、消防の目的の中で消防法があります。その第1条に、「火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とあり、消防組織としてはこの基本目的をもって動いていますが、部会長のご意見も当然というところもありますので、もう一度検討いたしたいと考えます。

#### [部会長]

「現状と課題」でも、自然災害、救急、救助、救命等の視点が出ておりますし、総合計画の施策としてはむしろ、それらがあって消防の役割、医療の役割、建築等の役割と連携していく形がのぞましいかと思いますので、関係課ふくめご検討いただきたいと思います。

続いて「4-3-1 水害・土砂災害対策の推進」について事務局お願いします。

**[事務局(都市建設部)]**

「4-3-1 水害・土砂災害対策の推進」の修正点についてご説明いたします。33 ページをお願いいたします。

委員のみなさまのご指摘を踏まえ、まず、施策自体を河川整備・土砂災害対策の推進から水害・土砂災害対策の推進と改め、市街地の排水に影響のある農業用排水路を含む普通河川の整備をすすめることとし、「12年後の姿」、「4年後の目標」、「主な取組」それぞれに、「普通河川整備計画に基づく計画的な河川・水路整備を進めること」を追記しています。

また「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」とのつながりが見えるような記載の仕方を検討との意見もいただきましたので、「現状と課題」に「住民の危機管理意識を高めるためのハザードマップの作成や啓発の必要性」を追記し、34 ページの「主な取組」に「情報の収集および伝達体制の充実」を追記することなどにより、ソフト対策とつながる施策「4-3-3 危機管理対策の推進」と、ハード対策となる本施策とのつながりが見えるよう改めています。

以上が「4-3-1 水害・土砂災害対策の推進」の修正となりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

**[部会長]**

ただ今の施策についてご意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

**[委員]**

見せていただいて、必要な点が増えており、これで良いのではないかと思います。

**[部会長]**

「水害」ということで明確になったかと思しますので、これまで指摘があった点もふくめ、総合的に取り組んでいただきたいと思えます。

あと、河川の整備等において、先ほどの公園緑地のような、河川の環境面・利用面もあると思えますが、それらについてもフォローしていただいていますでしょうか。

**[事務局(道路河川課)]**

今回「河川の整備」との観点から、水害・土砂災害、そういった災害を守るとの観点到改めさせていただいたこともあり、河川として今ご意見いただいた点は含めていないものとさせていただきます。

**[部会長]**

ですので、公園緑地施策等でフォローしていただきたいと思えます。河川空間の環境的な側面も重要ですし、かわまちづくり制度など活用の動きもありますので、公園緑地施策や自然環境施策等で、都市計画課・生活環境課等と連携して、河川の環境面・利用面等についてもフォローしていただきたいと思

います。

この施策については、水害、災害の観点にフォーカスして関係課・関連施策との関係も明解になったと思いますので、河川の環境側面や利用側面に関しては、先ほど申し上げた施策の方で補足等いただきたいと思います。

**[事務局(道路河川課)]**

承知しました。

**[部会長]**

その他いかがでしょうか。

**[委員]**

災害の件について、ハザードマップの作成や周知徹底について書かれていると思いますが、そもそもこの前の熱海のように、もともと急傾斜地のかなり危険な地域に家があったこと自体がおかしいのではないかと思います。もう1点、最近の大水害が検証されてきて報告があがっている中で、明らかに水害の危険地域であったところで大洪水が起こって大きな被害が出たというような検証をされています。この前もお話ししたと思いますが、彦根市においても、犬上川流域でここにこんなに家が建っていて大丈夫かというところがあり、おそらくハザードマップで調べるとピンク、赤に色分けされているのではないかと思います。そもそも都市計画としてそういうところに住宅地ができていいのかどうか、その点、きっちり政策の中でお願いできたらと思います。

**[部会長]**

これは、危機管理課でしょうか、道路河川課でしょうか。要配慮者利用施設であれば、危機管理課と思いますが。

**[事務局(危機管理課)]**

危機管理の立場では、今ご意見いただきましたようなリスクをいかに広く周知していくかについて担当しております。その中で、正確ではないかもしれませんが、土砂災害のレッドのところであれば、防御壁を建てないと住家が建てられないなど一定の制限があるとは聞いていますが、現在、直接的に危機管理のほうで規制をかけていることはありません。水害についても全県で言いますと水害の危険地域として、浸水警戒区域に指定されているところがあったと思いますが、彦根市にはそこまでの区域はないというのが現状です。

**[部会長]**

そこは逆に、漏れる可能性もあります。ハザードマップ自体は危機管理課さんだと思いますし、都市計画の方では実際レッドは許可を出さないとか、イエローについても一定検討されていると思いますので、都市計画課と調整して補足等いただきたいと思います。ご意見の通り、甚大な影響を及ぼすこともありますし、都市計画では今後の開発の検討課題となっている点ですので、危機管理課さんふくめ調整

して記載いただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて「生活者の保護・安全対策の推進」についてお願いします。

#### [事務局(まちづくり推進課)]

「4-3-6 生活者の保護・安全対策の推進」についてご説明いたします。

こちらの施策については、前回の審議会でご意見を受け、施策「4-3-4 地域安全対策の推進」と「4-3-6 消費者保護対策の推進」を1つの施策として再編成しています。

「12年後の姿」、「4年後の目標」については、地域や警察、行政等が連携をした取組を進めるとの内容で修正をしています。

次に防犯対策の「指標」については、より事業効果がわかるよう「刑法犯認知件数」と「彦根市メール配信システム(防犯情報)登録件数」に変更しました。

次に38ページ「主な取組」の「地域安全活動の推進」で、担当課に子ども・若者課を追加しています。これは前回「こども110番」の関係でご指摘いただいたことがありましたので担当課として追加しました。

同じく38ページの「多様な主体との連携による取組」について2点追記しています。1点目が消費者保護の関係で「彦根市社会福祉協議会主催の「つながろう つなげよう相談機関交流会」に参加することで関係部署や関係機関と連携を図り、被害回復および消費者保護に努める」、2点目が防犯関係で「市民や自治会、警察等関係機関が協力連携を図ることで、犯罪に強い社会の構築に努める」をそれぞれ追加しています。

全体的には、地域、警察、行政、関係機関等が連携した取組を展開することで、消費者保護や犯罪のないまちづくりを推進していくとの内容に修正しています。以上です。よろしくお願いいたします。

#### [部会長]

こちらの施策は統合して「生活者の保護・安全対策の推進」として施策を立ち上げていただきました。委員さんからご意見等いかがでしょうか。

後ほど事務局から資料6で説明があるかと思いますが、以前申し上げたように、福祉や生活支援の側面、生活困窮等の問題も出てくると思います。生活環境課さんも福祉部局と連携しながら進められていると思いますので、消費者保護等から福祉など関係課・関連施策を併記いただきたいと思います。また、「地域の安全」という観点でも、福祉の側面をふくめ対応していく必要があると思いますので、最終調整ねがいます。

その他よろしいでしょうか。こちらの施策は以上といたします。

続いて「交通安全対策の推進」について事務局お願いします。

#### [事務局(交通対策課)]

「4-3-5 交通安全対策の推進」について見直した箇所の説明をいたします。

全体に語尾の統一をしたほか「指標」を見直しています。前回までいくつかの指標を挙げていましたが、施策の効果を図る観点から指標を1つとすることとしています。残った指標の「交通事故による



死傷者数」の目標値について、前回まで、これまでの傾向の予測値をそのまま指標としていましたが、施策の効果を図る観点から、令和 7 年度の予測値に 0.8 をかけた数値を目標値とするように修正しています。説明は以上です。

#### [部会長]

ただ今の施策についてご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、こちらの施策は以上といたします。

ひと通り、事務局からの説明と委員さんからご意見等いただきましたが、13 施策全体を通して委員さんから補足等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、13 施策についてのご意見と対応等については一旦ここまでといたします。

最初にお話ししましたように、その他ご意見等ございましたら来週水曜日までに事務局にお伝えいただきたいと思います。また、詳細の質問や確認が必要な点などありましたら、企画課ないし所管課までお願いします。それらもふくめ、13 施策について部会としてまとめたものを全体会議にかけたいと思います。

## (2) その他

#### [部会長]

最後、資料 6 等について、事務局お願いします。

#### [事務局]

それでは議題の「(2)その他」について事務局からご説明いたします。

資料はB4-6 から 4-8 までを使わせていただきます。申し上げる内容としては、調整会議における調整事項の件、基本構想に書かれています政策の方向性の名称の件、さらに国土利用計画も含めまして今後のスケジュールの件となります。

1 点目、「調整会議における調整事項の整理」についてB4-6 の資料をご覧くださいと思います。字が小さくなって申し訳ございませんが、こちらは事務局のほうで今後調整が必要なところ、部会間にまたがる調整が必要な点に関して明記しているものです。すでに各施策において一定追記等の対応をしています。先ほどの生活安全のところでありましたように、消費生活の安全に福祉施策の追記をしているところなどがあります。第 4 部会の会議に出た点に関しては主に 2 ページ目の中段以降にあり、これ以外にも 1 ページ目にもあります。最後、部会長からお話がありました点に関しては 2 ページ目の最後の行にありますので、こちらの「事務局対応方針」をご覧ください。記載しておりますように、すでに先ほど審議いただいた施策「4-3-6」に追記しています。そして先ほど部会長からお話がありました福祉関係の施策がここに記載しております「1-2-2」となっています。この「1-2-2」の施策名称に関しては資料B4-4 の表紙の裏側にそれぞれの施策名称の一覧がありますので、こちらでご確認いただきますと「地域福祉体制・生活支援体制の充実」となっています。資料B4-6 の「事務局対応方針」に記載しておりますとおり、今後、「1-2-2」においてどのように追記するか、今すでに 4-3-6 に追記していますが、調整して「4-3-6」にもさらに追記するかといった点に関して、部会長・副部会長様、こ

の件ですと第4部会の部会長・副部会長様と第1部会の安孫子部会長・高橋副部会長様、それから事務局のほうで調整を図りたいと思っています。最終的に全体会議に出すものは、この調整を終えたもので記入させていただいたものにしたいと思います。調整内容に関しては事務局と正副部会長で引き取らせていただきたいと思います。

続いて、「調整会議における調整事項の整理」の3ページ、資料B4-6の3ページをご覧くださいませでしょうか。区分が「■「政策の方向性」(章)の名称」となっているところです。こちら資料のB4-7のほうも参照いただければと思います。B4-7の表紙の裏側、こちらがこの3月までご審議いただきおりました「彦根市総合計画基本構想素案」の「政策の方向性」を抜き出したものです。これはまだ暫定案となっています。「めざすまちの姿」の下にある4つの「政策の方向性」、これが4つの部会それぞれの施策のまとめ、章を表していますので、第4部会ですと「第4章 豊かな自然に包まれ、快適で安全・安心なまち」との名称を暫定案として提示させていただいているところです。こちらに関しましても本部会の議論を踏まえ正副部会長様と事務局で再度調整を図りたいと思っていますが、こちらに関してもご提案等ありましたらぜひ事務局のほうに寄せていただければと思います。本日この場でご意見頂戴してもよろしいですし、後ほどご意見いただいても結構です。後ほど名称に関してご意見ご提案をいただける場合は、正副部会長様と全体会議の会長副会長様と事務局のほうで行います調整会議を8月19日に予定していますので、それまでにいただければと思います。いただいたご意見を踏まえ、部会長様等々と調整させていただいて全体会議のほうにご提案させていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて、最後にB4-8スケジュールについてご説明いたします。資料B4-8の下の方に部会第4回会議と記載しておりますが、これが本日の会議です。その下に8月「その他」として「国土利用計画素案に係る委員(第3部会、第4部会)への意見照会」となっています。こちらのほう説明させていただきますと、今回次期総合計画とあわせて「彦根市次期国土利用計画」という土地利用の基礎計画を策定させていただく予定としています。これは以前から説明させていただいており、国土利用計画に関しては審議会のみなさまに諮問している内容ではないのですが、この審議会の場合を借りてご意見を頂戴して作成していくという形をとっています。この国土利用計画に関して、この第4部会が関係してきますのと産業等も関係することから第3部会にも関わることになります。従いまして、第3部会、第4部会の委員のみなさまに、まずは当方で現在作成しています「国土利用計画素案」に対するご意見を照会させていただきたいと思います。それを踏まえ、資料B4-8の裏面、水色の箇所、9月下旬から10月にかけて部会の第5回会議を、第3部会と第4部会の合同会議という形で開催し、国土利用計画素案についてご意見を頂戴したいと思っています。こちらでは、8月に意見照会をさせていただいたものにご意見を踏まえて修正を加えましたものを出させていただけたらと思っています。そこでご審議をいただいて、場合によっては1回追加で開催させていただく可能性がございますが、国土利用計画素案を固めて策定したいと考えています。前後しますが、資料の表面、1ページに戻っていただき、一番下の緑の箇所が先ほど申しました第2回調整会議で、8月19日10時から12時で開催させていただく予定としています。こちらは委員のみなさまは傍聴していただくことが可能になっています。また先ほども申しましたように、この調整会議で部会間にまたがる施策の調整をひとまとめにさせていただきたいと思います。続いて裏面の9月3日、こちらはすでにみなさまに開催の通知を送らせていただいておりますが、第6回全体会議を開催させていただきます。ここでは、資料B4-4の表紙裏側の

施策体系の一番下の「全体会議」となっている施策、「政策推進のための取組」と以前呼んでいたものですが、こちらの施策について委員のみなさまからご意見を頂戴したいと思います。こちらは全体に関わることで、全体会議の場でご意見を頂戴することになっています。続いてのスケジュールですが、10月中旬から下旬に第7回の全体会議を開催させていただき、基本構想のほうの市長の意向を受けた修正や基本計画の全ての指標数値など計画全体をご覧いただけたらと思っています。さらに11月に第8回全体会議を開催しまして答申案というような流れで進めさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

**[部会長]**

委員さんから何かご質問等ございますでしょうか。

**[委員]**

スケジュールの件ですが、8月の「その他」、「国土利用計画素案に係る委員(第3部会、第4部会)への意見照会」については、会議を設けるのではなく素案を配布していただいて意見を申し述べてとりまとめていただくのか、大きな問題ですので会議の開催を考えられているのか、教えていただければと思います。

**[事務局]**

委員のご発言の前者のほうとなります。会議の開催は9月下旬からに予定をしていますが、その前段階としてまずは委員のみなさまから意見を頂戴できればと思っています。事前にご意見をいただき、ご意見を反映させていただいた上で、会議で素案を見ていただこうと思っています。1回目で説明をして見ていただく方法もあるかと思いますが、じっくり見ていただけないかと思っていますので、まずはじっくり見ていただいて意見を頂戴して、それを受けて事務局で修正した上で会議を開催させていただき、会議の場でご検討いただこうと考えています。

**[部会長]**

資料を配布いただいとのことですが、個別に説明してほしい等あれば、事務局で個別対応することでしょうか。

**[事務局]**

そのとおりでございます。資料を送付させていただいて、何かご不明な点がございましたら、電話でもメールでもご連絡いただければ個別に説明させていただきます。

**[部会長]**

多分野にわたりますし、会議開催よりも事務局の手間が増えるかも知れませんが、適宜ご対応よろしく申し上げます。

その他いかがでしょうか。新市長の意向等はどのようになっていますでしょうか。

**[事務局]**

市長の意向に関しては、基本計画においては本日ご審議いただきましたが、すでに修正反映しています。それ以外の公約で基本構想の修正が少し必要な点がありますので、こちらは今後の全体会議のほうで修正したものを提示させていただき反映していきたいと考えています。

**[部会長]**

9月3日の全体会議で出てくるものもありますでしょうか。

**[事務局]**

9月3日の全体会議でご検討いただく施策はすでに市長の意向を反映したものを outs させていただきます。

**[部会長]**

9月3日の全体会議で審議する施策「5-1-1」から「5-3-4」も重要な施策群で、例えば、市民協働のあり方や行政組織としての取組、広域連携など、自治体によっては部会を立ち上げて審議する施策群です。ので、施策を事前にある程度提示いただいてそれに対する意見を出していただくなど、9月3日が初めてとならない方がよいかと思いますが、事前・事後の段取り・スケジュール感は、事務局いかがでしょうか。

**[事務局]**

資料のほうはできるだけ早めに送らせていただきたいと思います。事前に意見照会を行うかどうかについては、タイムスケジュール的なこともありますので、できる限り検討させていただきますが、この場で断言しかねるところがございます。部会長のご意見のとおり、できれば行ったほうが良いと私も思いますので、なるべく対応する方向で検討はしますが、最終どうするかは事務局に引き取らせていただきたいと思います。

**[部会長]**

先ほど第4部会の施策群については何かあれば来週水曜日までとのことでしたが、資料B4-6「調整会議における調整事項の整理」に対する委員さんからのご意見、例えば他の部会にもまたがるのではないかなというご意見がある場合も、来週水曜日まででよろしいでしょうか。

**[事務局]**

資料B4-6の2ページまでに関して、これも調整事項ではないかなど、委員のみなさまのほうで追加がありましたら、同じく来週の水曜日までにいただけたらと思います。3ページ目の政策の方向性、章の名称に関しては、もう少し時間的余裕がございますので、次回の調整会議までに何かご意見がありましたら調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**[部会長]**

その他、委員さんからご質問・ご意見等、よろしいでしょうか。本日はいろいろ案件がありましたので、また何かありましたら事務局にご確認等いただければと思います。事務局さんも引き続きご対応よろしくをお願いします。

以上となりますので、進行を事務局にお返しします。

### 3. 閉会

#### [事務局]

ありがとうございました。

事務局より1点だけ連絡事項がございます。9月3日の全体会議の出欠についてのご連絡がまだの場合は期日までにご提出いただければと思います。

それでは本日の会議は終了とさせていただきます。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

(以上)

## 彦根市総合計画審議会 第4部会 第4回会議 出席委員名簿

(五十音順・敬称略)

## 第4部会

担当分野：都市基盤・環境・安全・安心

所 属 等	氏 名
N P O 法人日本防災士会滋賀県支部湖東ブロック 代表	笠 原 恒 夫
犬上・彦根防犯自治会金城支部 支部長	柴 田 謙
滋賀大学 データサイエンス学部長	竹 村 彰 通
滋賀県立大学 准教授	轟 慎 一
彦根市消防団 団長	中 村 藤 夫
公募委員	久 木 春 次
彦根市環境保全指導員連絡会議	森 雄 三
滋賀県湖東土木事務所 所長	山 崎 彰 吾

## 彦根市総合計画審議会 第4部会 第4回会議 出席職員名簿

都市建設部長(彦根市総合計画検討委員会第4部会長)	藤 原 弘
市民環境部長(彦根市総合計画検討委員会第4部会副部会長)	鹿 谷 勉

他 説明員 28名